6 日 獣 発 第 158 号 令和 6 年 8 月 1 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会 会 長 藏 内 勇 夫 (公印及び契印の押印は省略)

「鶏肉の生産衛生管理ハンドブック―肉用鶏農場・生産者編―」 の再周知について

このことについて、令和6年7月26日付け6消安第2466号をもって農林水産省消費・安全局食品安全政策課長から、別添のとおり通知がありました。

この度の通知は、7月~9月は細菌性食中毒が増加する傾向にあり、カンピロバクター食中毒の発生件数が最も多いことから、肉用鶏農場や鶏舎へのカンピロバクター菌等の食中毒菌の侵入・まん延を防止するための対策をまとめた「鶏肉の生産衛生管理ハンドブック―肉用鶏農場・生産者編―」及び「鶏肉の生産衛生管理ハンドブック(参考資料)ー肉用鶏農場・指導者編―」(別紙)について改めて会員への周知を求められたものです。

つきましては、貴会関係者への周知方、よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当:岡本、松岡

TEL:03-3475-1601

E-mail: okamoto@nichiju.or.jp

公益社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費·安全局 食品安全政策課長

「鶏肉の生産衛生管理ハンドブック―肉用鶏農場・生産者編―」の再周知について

このことにつきまして、別添のとおり、各都道府県畜産主務課長宛てに通知しました ので、御了知いただくとともに、貴団体傘下の関係者に対して、周知方よろしくお願い いたします。

6 消安第 2466 号 令和6年7月 26 日

都道府県畜産主務課長 殿

農林水産省消費·安全局 食品安全政策課長

「鶏肉の生産衛生管理ハンドブックー肉用鶏農場ー」(生産者編及び指導者編)の周知について

日頃より生産段階における衛生管理の取組等を通じ、食中毒防止対策にご尽力いただいているところですが、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法の5類感染症に位置付けが見直され、種々の経済活動が平常化に向かった中で、7月~9月は細菌性食中毒がさらに増加する傾向にあります。

特に細菌性食中毒の中で、依然としてカンピロバクター食中毒の発生件数が最も多いことから、フードチェーンの各段階において、カンピロバクター低減のための取組がより一層進むことが求められます。

このため、生産段階における衛生管理の取組についても、より一層推進されることが必要であることから、肉用鶏農場や鶏舎へのカンピロバクター菌等の食中毒菌の侵入・まん延を防止するための対策をまとめた「鶏肉の生産衛生管理ハンドブック―肉用鶏農場・生産者編―」及び「鶏肉の生産衛生管理ハンドブック(参考資料)-肉用鶏農場・指導者編-」(別紙)を関係者に周知の上、ご指導を願いします。

「鶏肉の生産衛生管理ハンドブック-肉用鶏農場・生産者編-」 https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/handbook/attach/pdf/201108-6.pdf



「鶏肉の生産衛生管理ハンドブック(参考資料)-肉用鶏農場・指導者編-」https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/handbook/attach/pdf/201108-5.pdf

